

第一百三十八号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条第一項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の学校職員の定数に関する条例第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。